

税金は安心な暮らしを支える貴重な財源

11・12月は税の滞納整理強化期間

市ではこの期間中、期限内納付を呼びかけるとともに、滞納をなくするために給与・預金・自動車などの財産の差し押さえを一層強化します。
納付期限を過ぎた市税がある場合は、速やかに納付してください。

滞納処分の実施

税金を期限までに納付しない人には、督促状や催告書を送付します。加えてSMS（ショートメッセージサービス）による催告も行われる場合があります。

それでも相談なく納付しない場合や、相談して決めた納税誓約を守らない場合などは、予告なく滞納処分を行います。

滞納処分では、給与・預貯金・生命保険・売掛金・不動産の差し押さえや住居の搜索、自動車のタイヤロックなどを行っています。

納付が困難なときは相談を

本人や家族の病気、失業、事業の休廃止、災害など、やむを得ない事情で期限内の納付が困難になった場合は、早めに相談してください。

相談・問い合わせ先 税務課収税班(☎62-5322)



タイヤロック

滞納処分件数(令和7年度実績)

種 別	件 数
給与	240件
預貯金	85件
生命保険	47件
売掛金	18件
普通自動車	12件
不動産	8件
動産	1件
その他	107件
合 計	518件

※上記の処分により、約6,480万円を滞納している税金へ充てました。



第5次旭市行政改革アクションプラン

令和7年度の取り組み結果

令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第5次旭市行政改革アクションプラン」に基づき、安定した歳入の確保や経費節減などの行政改革に取り組んでいます。

令和7年度の財政効果額は4億280万円となりました。

アクションプランでは「人と組織の育成」「自立のための財政」「資産マネジメント」「進行管理マネジメント」の4つの施策に56項目にわたるさまざまな取り組みをしています。

令和7年度の進捗状況は下表のとおりでした。

区 分	項目数	比率(%)
順調に進んでいる	43	76.8
一部課題がある	13	23.2
停滞している	0	0.0
実施が困難となった	0	0.0
合 計	56	100.0

●令和7年度の主な取り組み

はんよう 汎用型電子申請サービスの導入

電子申請サービスの導入により、市役所で行う手続きなどがスマホから簡単にできる「書かない」「行かない」窓口の実現を目指し、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図りました。

補助金・交付金などの効果的な活用

さまざまな補助金制度の効果をあらためて検証するよう各課へ働きかけ、予算編成時に補助金額を見直すなどの改善をすることができました。

市債権の収納率の向上と滞納額の縮減

コンビニ納付の勧奨やスマホ決済アプリでの納付を推進するなど、納付手段を拡大し市民の利便性向上を図ったほか、口座振替の推進やSMS催告などにより、収納率の向上と滞納額の縮減に努めました。

資産の有効活用と有益処分

利用していない土地を、インターネット公売で売却しました。(2件：3,750万円)

問い合わせ先

行政改革推進課行政改革班(☎62-5345)

